

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

August 2008

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成 20 年度税制改正において、財務省令第 32 号「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」が施行され、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。

改正により機械の法定耐用年数の区分が！！ 390区分→55区分へ

これにより、既存の機械について耐用年数の見直しを行わなければなりません。見直しにより、機械の種類によってはこれまで適用していた耐用年数より新耐用年数が長くなったり、逆に短くなったりするものがありますので注意が必要になります！

この他、減価償却のについて改正箇所について列挙させていただきます。

【耐用年数省令の各別表についての具体的な改正内容】

農林業用のものについて構築物など一定の固定資産が追加されました。

機械及び装置の区分について 390 区分から 55 区分に改正されました。

「生物の耐用年数表」について、キウイフルーツ樹及びブルーベリー樹が追加されたほか、法定耐用年数の見直し等が行われました。

「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」について、新たに「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」に改正されました。

「農林業用減価償却資産の耐用年数表」について、「農林業用減価償却資産の耐用年数表」は、資産区分の見直しにより削除されました。

「平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表」の、牛や豚等の生物の残存割合について改正されました。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

【ポイント！】

1、適用時期

これらの耐用年数は、個人は平成 21 年分以後の所得税から、法人は平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からの適用となっており、昨年改正の新定額法・新定率法の場合の取得日ベースの適用と異なります。

2、 の機械及び装置の区分について

今まで使用していた機械及び装置が、改正による区分の見直しにより耐用年数が変わる場合があります。改正により耐用年数が変わった場合には、過去に遡って減価償却を新たな耐用年数で行う必要はありません。ただし、平成 20 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度以後(個人については平成 21 年分以後の確定申告)においては、残りの残存価格を新たな耐用年数による償却率で行う必要があるため、注意が必要です。

ここで、会計のご担当者様が気になられるのが、**現在保有している機械及び装置が新区分のどこに該当するのか？**ということだと思います。国税庁ホームページに「新旧資産の区分対照表」が記載されているので、参考にされると良いと思います。

[国税庁ホームページ](#) [税について調べる](#) [その他法令解釈に関する情報](#)
[法人税法目次](#) [耐用年数の見直し](#) 「別表二 機械及び装置の耐用年数表(新旧資産の区分対照表)」

(大原・紀村)

～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117
